

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町 3 番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例（第29号）… 2
- 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（第30号）… 2
- 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（第31号）… 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第32号）… 3
- 秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（第33号）… 3
- 秋田市如斯亭庭園条例（第34号）… 3
- 秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例（第35号）… 4
- 秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例（第36号）… 4
- 秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（第37号）… 4

規 則

- 秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第27号）… 5
- 秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第28号）… 5
- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第29号）… 5
- 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第30号）… 5
- 秋田市如斯亭庭園条例施行規則（第31号）… 6
- 秋田市平和公園条例施行規則等の一部を改正する規則（第32号）… 6

訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第 4 号）… 7

告 示

- 秋田市議会定例会の招集について（第172号）… 7
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第173号）… 7
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第174号）… 7
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第175号）… 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第176号）… 8
- 指定管理者の告示事項の変更について（第177号）… 8
- 指定した土地の区域変更について（第178号）… 8

- 出納員および現金取扱員の委任等について（第179号）… 8
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第180号）… 8
- 平成29年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第181号）… 9
- 行旅死亡人の取扱いについて（第182号）… 9
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第183号）… 9
- 平成29年度軽自動車税納税通知書の公示送達について（第184号）… 9
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第185号）… 9
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第186号）… 10
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第187号）… 10
- 平成28年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第188号）… 10
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第189号）… 10
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第190号）… 10
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第191号）… 11
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第192号）… 11
- 特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務の地方公共団体情報システム機構への委任について（第193号）… 11
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第194号）… 11
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第195号）… 11
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第196号）… 11
- 道路の区域決定について（第197号）… 11
- 秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第198号）… 12
- 平成29年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第199号）… 12

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第10号）… 12

選 管 告 示

- 平成29年 4 月 9 日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の

選挙運動に関する収支報告書の提出について（第44号） ……12	
○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第45号） ……14	
○秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙の執行について（第46号） ……14	
○平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人の選任について（第47号） ……14	
○平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における当選人の住所および氏名について（第48号） ……14	
○平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における当選人への当選証書の付与について（第49号） ……14	

孫選挙長告示

○平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号） ……15	
○平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における候補者の届出について（第2号） ……15	
○平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙について（第3号） ……15	
○平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙について（第4号） ……15	
○平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における選挙会の場所および日時について（第5号） ……15	

農 委 告 示

○秋田市農業委員会総会の招集について（第6号） ……15	
------------------------------	--

上下水道局告示

○秋田市指定給水装置工事事業者の廃止について（第19号） ……15	
○秋田市指定排水設備工事事業者の廃止について（第20号） ……15	

公 告

○予防接種法による定期予防接種について ……16	
○農用地利用集積計画の策定について ……18	
○秋田市情報公開条例の平成28年度の運用状況について ……18	
○秋田市個人情報保護条例の平成28年度の運用状況について ……18	
○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について ……19	
○財政報告書の公表について ……23	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について ……36	
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について ……36	

条 例

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項中「第2項」の次に「（これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）」を加える。

第29条中「又は情報提供者」を「もしくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者もしくは条例事務関係情報提供者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第30号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第31号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者

に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体もしくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

32 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則
(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定および附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第32項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した秋田市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって秋田市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日がこの条例の施行の日以後であるものについて適用する。
- 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、秋田市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用

する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第32号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第6条の8の2中第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第6条第1項の改正規定および次項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

3 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年秋田市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第46条の2第1項」を「第46条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市如斯亭庭園条例をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第34号

秋田市如斯亭庭園条例

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により名勝の指定を受けた旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）

庭園を本市の歴史を伝える文化遺産として保存し、および活用するとともに、本市の観光の振興に資するため、秋田市如斯亭庭園（以下「庭園」という。）を秋田市旭川南町 2 番73号に設置する。

（入園料）

第 2 条 庭園に入園しようとする者は、別表に定める入園料を納付しなければならない。

（入園料の減免）

第 3 条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の入園料を減免することができる。

（入園料の不還付）

第 4 条 既納の入園料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第 5 条 入園者は、庭園の施設および設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年10月21日から施行する。

別表（第 2 条関係）

区 分		金 額
入園料	個人	1 人 200円
	団体	1 人 160円
年間入園料		1 人 500円

備考

- 1 団体とは、入園しようとする者（高校生以下を除く。）の人数が20人以上の団体をいう。
- 2 年間入園料を納付した者は、当該納付をした日から起算して 1 年の間、庭園に入園することができるものとする。
- 3 高校生以下の入園料は、無料とする。

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第35号

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成24年秋田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「利用し」の次に「、もしくは文化施設に入園し」を加える。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(9) 秋田市如斯亭庭園

第 3 条第 6 項中「を利用し」の次に「、もしくは文化施設に入園し」を、「当該利用し」の次に「、もしくは入園し」を加える。

第 4 条中「利用し」の次に「、もしくは文化施設に入園し」を、「第 9 条第 1 項」の次に「および秋田市如斯亭庭園条例（平成29年秋田市条例第34号）第 2 条」を、「使用料および」の次に「入園料ならびに」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年10月21日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の規定により発行した共通観覧券は、当該共通観覧券の利用に係る有効期間内に限り、改正後の秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の規定により発行した共通観覧券とみなす。

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第36号

秋田市平和公園条例等の一部を改正する条例

（秋田市平和公園条例の一部改正）

第 1 条 秋田市平和公園条例（昭和41年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項を次のように改める。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、第 7 条の規定により墓地の返還があったときは、その全部又は一部を還付することができる。

（秋田市南西墓地条例の一部改正）

第 2 条 秋田市南西墓地条例（平成11年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、第 7 条の規定により墓地の返還があったときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

（秋田市河辺墓地条例の一部改正）

第 3 条 秋田市河辺墓地条例（平成16年秋田市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第13条ただし書を次のように改める。

ただし、第 7 条の規定により墓地の返還があったときは、永代使用料の全部又は一部を還付することができる。

（秋田市北部墓地条例の一部改正）

第 4 条 秋田市北部墓地条例（平成23年秋田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書を次のように改める。

ただし、第 7 条の規定により墓地の返還があったときは、永代使用料の全部又は一部を還付することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

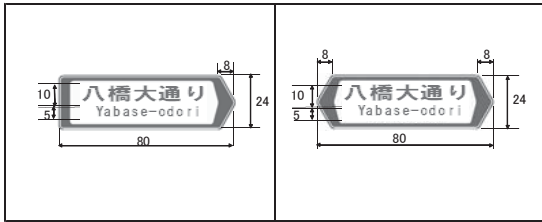
秋田市条例第37号

秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

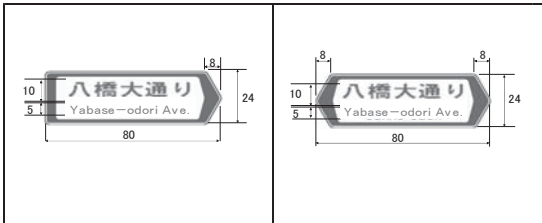
秋田市市道の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年秋田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中「(116の 3)」を「(116の 5)」に、「(117の 2－A)」を「(117の 3－A)」に、「(118の 3－A)」を「(118の 4－A)」に、「(118の 3－B)」を「(118の 4－B)」に、「(118の 4－A)」を「(118の 5－A)」に、「(118の 4－B)」を「(118の 5－

B)」に、



を



に

改め、別表の備考の1の(3)中「(118の3－A・B)」を「(118の4－A・B)」に、「(118の4－A・B)」を「(118の5－A・B)」に改め、同表の備考の1の(4)中「(117の2－A)」を「(117の3－A)」に改め、同表の備考の2の(2)中「(117の2－A)」を「(117の3－A)」に、「(118の4－A・B)」を「(118の5－A・B)」に改め、同表の備考の2の(7)のア中「(118の4－A・B)」を「(118の5－A・B)」に、「(117の2－A)」を「(117の3－A)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号タ中「第31条第1号」を「第31条」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第2条第7号に掲げる事務 第1号に掲げる情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年秋田市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3中

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

を

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市政組織規則の一部を改正する規則

秋田市政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の12」を「第24条の13」に改める。

第24条の10中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 如斯亭庭園に関すること。

第4章第1節の3中第24条の12の次に次の1条を加える。

（如斯亭庭園の分掌事務等）

第24条の13 秋田市如斯亭庭園条例（平成29年秋田市条例第34号）の規定による如斯亭庭園は、佐竹史料館に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 旧秋田藩主佐竹氏別邸（如斯亭）庭園の保存および管理に関すること。

附 則

この規則は、平成29年10月21日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則（昭和51年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（条例第10条第10項第2号に規定する規則で定める者）

第14条の2 条例第10条第10項第2号アに規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
- (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
- (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた市の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第10条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市如斯亭庭園条例施行規則をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市如斯亭庭園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市如斯亭庭園条例（平成29年秋田市条例第34号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開園時間）

第2条 秋田市如斯亭庭園（以下「庭園」という。）の開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

期 間	開園時間
4月1日から11月30日まで	午前9時から午後4時30分まで
12月1日から翌年の3月31日まで	午前9時30分から午後4時まで

（休園日）

第3条 庭園の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は臨時の休園日を設けることができる。

（入園券の交付）

第4条 条例第2条の規定により入園料を納付した者には、入園券を交付するものとする。

（入園料の減免申請）

第5条 条例第3条の規定により入園料の減免を受けようとする者は、入園料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（入園料の還付申請）

第6条 条例第4条ただし書の規定により入園料の還付を受けようとする者は、入園料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（入園者の遵守事項）

第7条 入園者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火災、爆発等危険の生ずる物の持込みをしないこと。
- (2) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 施設又は展示資料等を汚損し、又は損傷する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。
- （委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月21日から施行する。

秋田市平和公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市平和公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（秋田市平和公園条例施行規則の一部改正）

第1条 秋田市平和公園条例施行規則（昭和41年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第16条を第18条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の2条を加える。

（使用料の還付申請）

第12条 条例第9条第3項ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、永代使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付額）

第13条 条例第9条第3項ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 未使用のまま使用者が墓地を返還した場合 既納額の全額
- (2) 使用後に使用者が墓地を返還した場合 既納額の5割に相当する額

（秋田市南西墓地条例施行規則の一部改正）

第2条 秋田市南西墓地条例施行規則（平成11年秋田市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第12条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（使用料の還付申請）

第10条 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、永代使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付額）

第11条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 未使用のまま使用者が墓地を返還した場合 既納額の全額
- (2) 使用後に使用者が墓地を返還した場合 既納額の5割に相当する額

（秋田市河辺墓地条例施行規則の一部改正）

第 3 条 秋田市河辺墓地条例施行規則（平成16年秋田市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とし、第11条の次に次の 2 条を加える。

（永代使用料の還付申請）

第12条 条例第13条ただし書の規定により永代使用料の還付を受けようとする者は、永代使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（永代使用料の還付額）

第13条 条例第13条ただし書の規定による永代使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 未使用のまま使用者が墓地を返還した場合 既納額の全額
- (2) 使用後に使用者が墓地を返還した場合 既納額の 5 割に相当する額

（秋田市北部墓地条例施行規則の一部改正）

第 4 条 秋田市北部墓地条例施行規則（平成23年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第15条を第17条とし、第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条の次に次の 2 条を加える。

（永代使用料の還付申請）

第13条 条例第12条ただし書の規定により永代使用料の還付を受けようとする者は、永代使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

（永代使用料の還付額）

第14条 条例第12条ただし書の規定による永代使用料の還付の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 未使用のまま使用者が墓地を返還した場合 既納額の全額
- (2) 使用後に使用者が墓地を返還した場合 既納額の 5 割に相当する額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条佐竹史料館事務長専決事項の項に次の 1 号を加える。

- (2) 如斯亭庭園の管理に関すること。

附 則

この訓令は、平成29年10月21日から施行する。

告 示

秋田市告示第172号

平成29年 6 月 8 日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

平成29年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第173号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成 4 年秋田市長令第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年 6 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市千秋矢留町 6 番14号
サーパス千秋矢留1203号
氏名 池 田 学
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市將軍野南三丁目12番39号
- 3 売りさばき所の名称
セブニーイレブン秋田將軍野南 3 丁目店

秋田市告示第174号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項、第79条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成29年 6 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービスの 種 類
企業組合 秋田福祉 サービス	包括ケア プランふ きのとう	秋田市金足 小泉字潟向 86番地 1	平成29年 6 月 1 日	居宅介護支 援
リネシス 株式会社	介護相談 室だんだ ん	秋田市土崎 港西五丁目 12番17号	平成29年 6 月 1 日	居宅介護支 援
リネシス 株式会社	ショート ステイだ んだん	秋田市土崎 港西五丁目 12番17号	平成29年 6 月 1 日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護

秋田市告示第175号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第75条第 2 項、第78条の 5 第 2 項、第82条第 2 項および第115条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第78条の11、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成29年 6 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
企業組合 勝平ケア サービス	ケアセン ターかつ ひら	秋田市新屋 松美が丘北 町11番26号	平成29年 5 月27日	居宅介護支 援
社会医療 法人明和 会	中通リハ ビリテー ション病 院介護支 援センター	秋田市中通 六丁目1 番 58号	平成29年 5 月31日	居宅介護支 援
有限会社 みちのく アトリウ ムプラン	安生庵	秋田市手形 田中 4 番34 号	平成29年 5 月31日	地域密着型 通所介護、 介護予防通 所介護
スターチ ス株式会 社	介護相談 室だんだ ん	秋田市土崎 港西五丁目 12番17号	平成29年 5 月31日	居宅介護支 援
スターチ ス株式会 社	ショート ステイだ んだん	秋田市土崎 港西五丁目 12番17号	平成29年 5 月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護

秋田市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 6 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
神田町内会
- 2 認可年月日
平成12年11月30日
- 3 変更があった事項およびその内容
変更年月日並びに代表者の氏名及び住所

変 更 年月日	変 更 後	変 更 前
平成24年 1 月29日	八 柳 和 浩 秋田市外旭川字神田 803番地 2	小 野 光 義 秋田市外旭川字神田 272番地
平成29年 2 月 5 日	五十嵐 貢 秋田市外旭川字神田 876番地	八 柳 和 浩 秋田市外旭川字神田 803番地 2

- 4 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第177号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成29年 6 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の名称
秋田市旭川地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者

旭川地区コミュニティセンター管理運営委員会

- 3 指定管理者の指定年月日
平成26年 3 月26日
- 4 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名
変更前 柴 田 圭 祐
変更後 金 子 忠 弘
- 5 変更年月日
平成29年 4 月23日
- 6 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第178号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の 2 第 1 項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

平成29年 6 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更した土地の区域
金足黒川、下新城長岡、下新城笠岡、下新城岩城、上新城中および上新城道川の一部の区域
- 2 縦覧場所
秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第179号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成29年 6 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務

秋田市告示第180号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 6 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2 台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8 台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成29年 5 月 2 日から同月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車

場内)

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成29年 6 月22日から同年12月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第181号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙「平成29年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり

2 送達する書類

平成29年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第182号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第 7 条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第 9 条の規定により告示する。

平成29年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 本籍、住所および氏名

不詳

2 性別、体格、人相および年齢

男性、身長172cmおよび人相・年齢不詳

3 特徴

上下黒色のウインドブレーカー、白色のパーカー、茶色のズボンおよび防寒用履物を着用

4 発見年月日

平成29年 4 月22日午後 5 時頃

5 死亡年月日

不詳（死後 1 ～ 2 週間程度経過）

6 死亡の状況

秋田県秋田市金足小泉字潟向地内雑木林地面上に上下ウインドブレーカーを着用し仰向けの状態で発見され、司法解剖の結果から低体温症とみられる。

7 処置

平成29年 4 月26日午後 1 時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管している。

8 連絡先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室

電話 018－888－5661

秋田市告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の前売観覧券の販売および前売観覧券販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 6 月12日

秋田市長 穂 積 志

受託人の住所および氏名

秋田県秋田市中通七丁目 1 番 2 号

秋田ステーションビル株式会社

代表取締役社長 小 俣 康 則

秋田市告示第184号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 6 月13日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成29年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第185号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第50条の 2 （中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の 3 の規定により告示する。

平成29年 6 月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
ショートステイだんだん	秋田市土崎港西五丁目12番17号	平成29年 6 月 1 日
介護相談室だんだん	秋田市土崎港西五丁目12番17号	平成29年 6 月 1 日
包括ケアプランふきのとう	秋田市金足小泉字潟向86番地 1	平成29年 6 月 1 日

2 変更

事業所名称	変更事項（事業所名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーションすみれ	訪問看護ステーション なかなか	訪問看護ステーションすみれ	平成29年 5 月 1 日

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
ショートステイだんだん	秋田市土崎港西五丁目12番 17号	平成29年 5 月31日
介護相談室だんだん	秋田市土崎港西五丁目12番 17号	平成29年 5 月31日
中通リハビリテーション病院介護支援センター	秋田市中通六丁目 1 番58号	平成29年 5 月31日
安生庵	秋田市手形田中 4 番34号	平成29年 5 月31日

秋田市告示第186号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 6 月13日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
山崎耳鼻咽喉科医院	秋田市中通三丁目 4 番10号	平成29年 4 月 1 日

2 変更

事業所名称	変更前	変更後	変 更 年月日
訪問看護ステーションすみれ	訪問看護ステーション なかなか	訪問看護ステーションすみれ	平成29年 5 月 1 日

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
山崎耳鼻咽喉科医院	秋田市中通三丁目 4 番10号	平成29年 3 月31日

秋田市告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年 6 月13日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の 名 称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
千代谷 悠 希	株式会社フレアス	秋田市広面字土 手下45番地 1 2 F	平成29年 6 月 7 日
松 山 万 智	株式会社フレアス	秋田市広面字土 手下45番地 1 2 F	平成29年 6 月 7 日
上 野 仁	こころも治療院秋田	秋田市東通仲町 1 番28号 A 102	平成29年 6 月10日

秋田市告示第188号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 6 月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成28年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第189号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成29年 6 月14日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
新あきた農業協同組合	J A新あきたホームヘルプサービス事業所	秋田市外旭川字梶ノ目 357番地 1	平成29年 6 月 9 日	特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

秋田市告示第190号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばきを次のとおり指定したので、告示する。

平成29年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 売りさばき人の指定を受けた者

住所 秋田市土崎港北三丁目 4 番61号

氏名 竹 林 健 誠

2 売りさばき所の所在地

秋田市新屋勝平町 4 番19号

3 売りさばき所の名称

ファミリーマート秋田割山店

秋田市告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成29年 6 月15日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
企画調整課	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験料収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第192号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第4号の規定により告示する。

平成29年 6 月19日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定廃止年月日
89	有限会社中央薬局	秋田市南通亀の町6番12号	有限会社中央薬局 代表取締役 阿 部 行 雄	平成29年 5 月31日

秋田市告示第193号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定に基づき、特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 6 月20日

秋田市長 穂 積 志

1 事務を委任することとした日

平成29年 6 月23日（金）

2 備考

本件は、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任を含む。

秋田市告示第194号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 6 月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第195号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年 6 月21日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
158	ほの花調剤薬局いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	有限会社メディアス 代表取締役 佐 藤 拓 哉	平成29年 7 月 1 日

秋田市告示第196号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年 6 月21日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
159	しらゆき調剤薬局	秋田市檜山川口境8番22号	有限会社メディアス 代表取締役 佐 藤 拓 哉	平成29年 7 月 1 日

秋田市告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成29年 6 月23日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域決定の区間

整理番号	路線名	起 点 終 点	延 長 （メートル）	幅員 （メートル）
2083	旭南保戸野線	秋田市大町六丁目348番2地先 秋田市大町六丁目349番2地先	32.66	2.48 ～ 3.71

2 区域決定の期日

平成29年 6 月23日
3 縦覧期間
平成29年 6 月23日から同年 7 月12日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第198号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、秋田市職員録の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 6 月28日
秋田市長 穂 積 志
受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市山王一丁目 1 番 1 号	ローソン 秋田市役所店 加 藤 喜久代

秋田市告示第199号
次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定に基づき、公示送達する。
なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年 6 月29日
秋田市長 穂 積 志
1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙「平成29年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり
2 送達する書類
平成29年度固定資産税納税通知書

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号
平成29年 6 月27日午後 3 時30分秋田市役所 5 階 5 － A 会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成29年 6 月23日
秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件
1 秋田市教育委員会人事異動に関する件
2 秋田市文化財保護審議会委員の委嘱に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第44号
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第 1 項の規定に基づき、平成29年 4 月 9 日執行の秋田市長選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第 192条第 1 項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

平成29年 6 月 1 日
秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

1 選挙の種類
平成29年 4 月 9 日執行 秋田市長選挙
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
18,600,000円
3 報告書の要旨
別紙のとおり

候補者氏名	穂 積 志	所属党派	無所属	期間	2月14日から 4月24日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	速 水 明					
収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		
(氏名、団体名)				(職 業)		
穂積志政策研究会				(寄付額)		
秋田県薬剤師連盟				選挙事務所費		
石田 隆一				集合会場費		
浅野 克紀				通 信 費		
				交 通 費		
				印 刷 費		
				広 告 費		
				文 具 費		
				食 糧 費		
				休 泊 費		
				雑 費		
その他の寄附				今 回 計		
その他の収入				総 計		
今 回 計						
総 計						

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	112,320円
	ポスターの作成	543,600円

報告書受理年月日	平成29年 4 月24日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	穂 積 志	所属党派	無所属	期間	4 月25日から 5 月26日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	速 水 明					

収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		0円
(氏名、団体名)		(職 業)	(寄付額)	家 屋 費		0
穂積志政策研究会			81,362円	選挙事務所費		0
				集合会場費		0
				通 信 費		31,352
				交 通 費		0
				印 刷 費		0
				広 告 費		0
				文 具 費		0
				食 糧 費		0
				休 泊 費		0
				雑 費		147,884
その他の寄附			0			
その他の収入			0			
今 回 計			81,362	今 回 計		179,236
前 回 計			5,600,000	前 回 計		6,158,046
総 計			5,681,362	総 計		6,337,282

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ビラの作成	112,320円
	ポスターの作成	543,600円

報告書受理年月日	平成29年 5 月29日	第 2 回報告分
----------	--------------	----------

候補者氏名	鈴 木 胡 桃	所属党派	無所属	期間	2 月 4 日から 4 月24日まで	第 1 回分
出納責任者氏名	中 島 久美子					

収 入				支 出		
主たる寄附				人 件 費		335,000円
(氏名、団体名)		(職 業)	(寄付額)	家 屋 費		638,100
一関 千里		会社役員	150,000円	選挙事務所費		638,100
中泉 俊堯		乗福寺住職	10,000	集合会場費		0
菅 道子		東根小屋町町内会長	10,000	通 信 費		24,343
武田 信行		無職	10,000	交 通 費		0
				印 刷 費		770,320
				広 告 費		1,262,844
				文 具 費		42,844
				食 糧 費		118,954
				休 泊 費		0
				雑 費		86,638
その他の寄附			0			
その他の収入			6,000,000			
今 回 計			6,180,000	今 回 計		3,279,043
総 計			6,180,000	総 計		3,279,043

支出のうち公費負担相当額	項	金 額
	ビラの作成	120,160円
	ポスターの作成	489,240円

報告書受理年月日	平成29年 4 月24日	第 1 回報告分
----------	--------------	----------

秋市選管告示第45号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第 5 項の規定により告示する。

平成29年 6 月 2 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の 1 の数 5,380人
- 2 3分の 1 の数 89,652人

秋市選管告示第46号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第25条の規定に基づき、秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の補欠選挙を次のとおり行うことと定めたので、告示する。

平成29年 6 月 2 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日
平成29年 6 月29日
- 2 投票の時間
午前 9 時から午後 3 時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数
第 2 選挙区 2人
第 3 選挙区 2人

秋市選管告示第47号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 8 条第 1 項、第 3 項および第 5 項の規定に基づき、平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の補欠選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第 8 条第 7 項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成29年 6 月 2 日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

平成29年 6 月29日執行
秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙
選挙長・同職務代理人・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 2 選挙区	選 挙 長	秋田市太平八田字八田187番地	鎌田 諄
	職務代理人	秋田市太平八田字八田181番地 1	鎌田 正敏
	選挙立会人	秋田市太平八田字八田188番地 1	木村 昊

第 3 選挙区	選挙立会人	秋田市太平八田字上八田 7 番地	永井 英夫
	選 挙 長	秋田市太平目長崎字古町 1 番地 3	佐々木貞助
	職務代理人	秋田市太平目長崎字目長崎143番地 9	佐々木英久
	選挙立会人	秋田市太平中関字川原101番地	櫻田 善悦
	選挙立会人	秋田市太平目長崎字上目長崎220番地	嵯峨 茂雄

秋市選管告示第48号

平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における当選人の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 6 月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

選 挙 区	住 所	氏 名
第 2 選挙	秋田県秋田市太平八田字八田173番地	鎌 田 和 雄
	秋田県秋田市太平八田字藤ノ崎114番地	鎌 田 文 夫
第 3 選挙	秋田県秋田市太平中関字川原106番地	櫻 田 一 人
	秋田県秋田市太平目長崎字目長崎137番地	森 合 武 美

秋市選管告示第49号

平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成29年 6 月30日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

選 挙 区	住 所	氏 名
第 2 選挙	秋田県秋田市太平八田字八田173番地	鎌 田 和 雄
	秋田県秋田市太平八田字藤ノ崎114番地	鎌 田 文 夫
第 3 選挙	秋田県秋田市太平中関字川原106番地	櫻 田 一 人
	秋田県秋田市太平目長崎字目長崎137番地	森 合 武 美

孫選挙長告示

孫選挙長告示第 1 号

平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代の補欠選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成29年 6 月 2 日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙

第 2 選挙区選挙長 鎌 田 諄

第 3 選挙区選挙長 佐々木 貞 助

1 場所

秋田市太平日長崎字本町26番地 1

秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

2 日時

平成29年 6 月22日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

平成29年 6 月23日 午前 8 時30分から午後 5 時まで

孫選挙長告示第 2 号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における候補者の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成29年 6 月23日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙

第 2 選挙区選挙長 鎌 田 諄

第 3 選挙区選挙長 佐々木 貞 助

孫選挙長告示第 3 号

平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙について、第 2 選挙区において届出のあった候補者が 2 人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成29年 6 月23日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙

第 2 選挙区選挙長 鎌 田 諄

孫選挙長告示第 4 号

平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙について、第 3 選挙区において届出のあった候補者が 2 人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成29年 6 月23日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙

第 3 選挙区選挙長 佐々木 貞 助

孫選挙長告示第 5 号

平成29年 6 月29日執行の秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第 9 条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 6 月23日

秋田市孫左衛門堰土地改良区総代補欠選挙

第 2 選挙区選挙長 鎌 田 諄

第 3 選挙区選挙長 佐々木 貞 助

1 場所

秋田市太平日長崎字本町26番地 1

秋田市孫左衛門堰土地改良区事務所

2 日時

平成29年 6 月30日 午後 2 時から

農 委 告 示

秋田市農委告示第 6 号

平成29年 6 月16日午後 2 時秋田市中央市民サービスセンターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成29年 6 月 9 日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（4 件）

2 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件（1 件）

3 農用地利用集積計画（平成29年度第 3 号）に関する件

4 平成28年度農業委員会活動計画の点検・評価結果に関する件

5 平成29年度の目標およびその達成に向けた活動計画に関する件

6 農地利用最適化区域部会設置要綱の設定に関する件

7 秋田市農業委員会委員の辞任について同意を求める件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成29年 6 月 5 日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代 表 者	所在地
東興施設工業有 限会社	藤原 雄治	秋田市土崎港中央一丁目 2 番17号

2 廃止年月日

平成28年11月30日

秋田市上下水道局告示第20号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成29年 6 月 5 日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
東興施設工業有 限会社	藤原 雄治	秋田市土崎港中央一丁目 2 番17号

- 2 廃止年月日
平成28年11月30日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定に基づ

き実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4 条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年 6 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

別表 1 のとおり

- 2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類

別表 2 のとおり

別表 1

予防接種を行う 主たる場所	所 在 地	医師名	四 種 混 合	二 種 混 合	ボ リ オ	風 し ん 混 合	麻 し ん 単 抗 原	麻 し ん 単 抗 原	日 本 脳 炎	（ B C G ） （ 結 核 ）	感 染 症	H i b	肺 炎 小 児 菌	ロ ー マ 感 染 症	ヒ ト パ ピ	水 痘	B 型 肝 炎	肺 炎 高 齢 者 菌	登 録 日
秋田厚生医療セン ター	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号	椎名 和弘																○	2月17日
		道下 吉広																○	4月 1 日
		戸嶋 雅道																○	4月 1 日
		齋藤 敬太																○	4月 1 日
		齋藤 雅也																○	4月 1 日
		木下 隼人																○	4月 1 日
		三田 基樹																○	4月 1 日
		小野 怜子																○	4月 1 日
		笹森 凌平																○	4月 1 日
		伊藤 善昭																○	4月 1 日
		井野 剛志																○	4月 1 日
		大屋 敬太																○	4月 1 日
		岡本 憲人																○	4月 1 日
		孝橋 里花																○	4月 1 日
		小林 未来																○	4月 1 日
		高橋 秀吾																○	4月 1 日
		滝田 友里																○	4月 1 日
		宮内 隼弥																○	4月 1 日
		山田 雅浩																○	4月 1 日
		若月志保里																○	4月 1 日
あきた腎・膠原病・ リウマチクリニック	秋田市中通二丁目 8 番 1 号フォンテ秋田 7 F	富樫 賢																○	4月19日
		小松 輝久																○	4月 1 日
		村田 昇平																○	4月 1 日
		飯島壽佐美																○	4月 5 日
		佐藤 亘																○	4月 1 日
中通リハビリテー ション病院	秋田市中通六丁目 1 番 58号	松田 光世	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月 1 日
清和病院	秋田市柳田字石神59番 地	枝 日香里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月 1 日
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目 7 番 5 号	大高 麻子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月 1 日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番 30号	甲州 亮太	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月 1 日
		嵯峨 卓	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月 1 日

		島田菜那子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		鈴木 公子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		鈴木 柚香	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		高橋 佳子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		松井 大介	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		前野 淳	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		瀬川 豊人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		今村専太郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		池田 史圭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		堀江 美里	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		竹越 結生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		高橋 侑也	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		佐藤 貴彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		林 海斗	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
		小林 紗雪	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	4月1日
岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地1	岩崎 齊												○			1月5日
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹の花42番地1	日下 尚志														○	4月1日

別表 2

予 防 接 種 を 行 っ て い た 主 た る 場 所	所 在 地	医師名	四 種 混 合	二 種 混 合	ボ リ オ 不 活 化	風 し ん 混 合	単 麻 し ん 原	単 抗 し ん	日 本 脳 炎	(B C G) 結 核	H i b 感 染 症	肺 炎 小 児 菌	ロ ー マ 感 染 症	水 痘	B 型 肝 炎	肺 炎 球 菌	高 齢 者	届 出 日
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	佐藤 正健	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×		平成28年 12月31日
		佐藤 光	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×		平成28年 12月31日
		佐藤 佳澄														×		3月31日
		佐藤 千恵														×		3月31日
		森本 悠太														×		3月31日
		吉田 樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×		3月31日
		貝森 亮太	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×		3月31日
		岩村 庄吾	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×		3月31日
		伊藤 香里														×		3月31日
		坂本 祥														×		3月31日
		井上 純一														×		3月31日
		伊保内綾乃	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×		3月31日
		出村 遼	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			×		3月31日
		渡部 健														×		3月31日
		駒形 友康	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		4月16日
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7番5号	飯島壽佐美														×		3月31日
市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号	志田 青滋	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×			3月1日
		松尾 重樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×		4月1日
		阿部 咲子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×			4月1日
		佐藤 亘	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×			4月1日
		長井 拓哉	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×		4月1日
		羽入 紀朋	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×		4月1日
		東 紗弥	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×			4月1日
		藤井 昌	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		4月1日
		阿部 明彦	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×		4月1日
		小林 瑞貴	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×			4月1日
		設楽 明宏	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		4月1日
		今野 俊宏	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		4月1日
		岡部 基成													×			4月1日

		鎌田 竜馬													×		4月1日
		熊谷 聡													×		4月1日
		高橋 修平													×		4月1日
		八嶋 夕絵													×		4月1日

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成29年度第3号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年 6 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜

日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

本庁舎 3 階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成 9 年秋田市条例第39号）第32条の規定に基づき、同条例の平成28年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年 6 月28日

秋田市長 穂 積 志

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決定内容					取下げ	却下
		開示	部分 開示	不開示	不存在	存否応 答拒否		
市長	88	29	51	0	4	0	2	2
教育委員会	12	2	10	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	19	3	16	0	0	0	0	0
消防長	2	0	2	0	0	0	0	0
議会	2	0	2	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	2	0	2	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	2	2	0	0	0	0	0	0
計	127	36	83	0	4	0	2	2

2 不服申立て処理状況

不服申立て件数 0 件

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）第51条の規定に基づき、同条例の平成28年度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年 6 月28日

秋田市長 穂 積 志

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示 請求 件数	決 定 内 容					取下 げ
		開示	部分 開示	不開 示	不存 在	存否 応答 拒否	
市長	11	7	2	0	2	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0

監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0
消防長	2	2	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人市立秋田総合病院	8	8	0	0	0	0	0
公立大学法人秋田公立美術大学	0	0	0	0	0	0	0
計	21	17	2	0	2	0	1

なお、1 件の請求に対して 2 つの決定をした案件があったため、請求件数と処理件数が一致しない。

- 2 訂正請求および利用停止請求の処理状況
訂正請求および利用停止請求件数 0 件
- 3 不服申立ての処理状況
不服申立て件数 3 件

秋田市公告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3 項および第

11条の2 第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

(別紙)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで)

(別紙)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月31日まで)

閲 覧 年月日	申 出 者 の 氏 名	利 用 目 的 の 概 要	閲 覧 に 係 る 住 民 の 範 囲	
平成28年 5 月10日	(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成28年度旅行・観光消費動向調査	年齢、性別指定なしで1 世帯より1 名	下北手松崎字上崎および下北 手松崎字大巻
平成28年 5 月13日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する 世論調査	平成 8 年 5 月31日までに 生まれた20歳以上の男女	土崎港南二丁目および三丁目
平成28年 5 月13日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	高齢者の経済・生活環境 に関する調査	昭和31年 1 月 1 日までに 生まれた60歳以上の男女	桜二丁目および三丁目
平成28年 5 月17日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6 月全国個人視聴率調査	平成21年12月31日までに 生まれた 7 歳以上の男女	八橋大沼町および柳田
平成28年 5 月18日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	2016年 6 月全国放送サー ビス接触動向調査	平成21年12月末日までに 生まれた 7 歳以上の日本 人の男女	濁川
平成28年 5 月18日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアン ケート	平成10年 7 月末日までに 生まれた18歳以上の男女	新屋松美ガ丘北町、新屋松美 ガ丘東町、大住三丁目、大住 四丁目、下北手松崎、下北手 柳館、外旭川、太平黒沢、手 形山南町、寺内、東通仲町、 東通明田、広面、八橋大畑二 丁目、八橋新川向、八橋田五 郎一丁目、八橋田五郎二丁目、 御野場新町四丁目、御野場新 町五丁目、東通一丁目、飯島 新町二丁目、飯島新町三丁目、 飯島長野上町および飯島西袋 二丁目
平成28年 6 月 1 日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成13年 4 月 1 日までに 生まれた16歳以上の男女	泉中央四丁目および御所野地 蔵田二丁目
平成28年 6 月 2 日 3 日 8 日	(株)フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	平成28年度県民意識調査	18歳以上の男女	秋田市全域
平成28年 6 月 7 日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	国民生活に関する世論調 査	平成10年 5 月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	広面字川崎および広面字糠塚

平成28年 6 月28日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	第 9 回メディアに関する 全国世論調査	平成10年 7 月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	牛島西四丁目
平成28年 6 月28日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	2016年新聞及びウェブ利 用に関する総合調査	平成13年 8 月末日までに 生まれた15歳以上の日本 人男女	広面字大巻
平成28年 6 月30日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケ ー ト調査 (第67回)	平成 8 年 7 月31日までに 生まれた20歳以上の男女	添川および外旭川
平成28年 7 月 6 日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	参院選の政治意識調査 2016	平成10年 6 月30日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	南通宮田
平成28年 7 月12日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	地球温暖化対策に関する 世論調査	平成10年 6 月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	千秋城下町
平成28年 8 月 9 日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	2016年10月東京オリンピ ック・パラリンピックに関 する世論調査	平成 8 年12月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人男女	泉菅野一丁目
平成28年 8 月 9 日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	男女共同参画社会に関す る世論調査	平成10年 7 月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	榎山古川新町および榎山南 町上丁
平成28年 8 月17日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第 8 回男女の生活と意識 に関する調査	昭和41年10月 1 日から平 成12年 9 月30日までに生 まれた日本人男女	将軍野桂町 7 番から
平成28年 8 月23日	(株)インテリジリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成28年度市民の社会貢 献に関する実態調査	20歳以上69歳までの男女	新屋田尻沢中町
平成28年 9 月 6 日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	文化に関する世論調査	平成10年 8 月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	中通五丁目
平成28年 9 月 7 日 8 日	(株)フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	平成28年度秋田県水と緑 の森づくり税に関するア ンケート調査	20歳以上の男女	秋田市全域
平成28年 9 月29日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケ ー ト調査 (第68回)	平成 8 年10月31日までに 生まれた20歳以上の男女	外旭川
平成28年 9 月29日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	平成28年度消費者意識基 本調査	平成13年10月31日までに 生まれた15歳以上の男女	横森二丁目から四丁目
10月 5 日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット 利用環境実態調査	平成10年11月 2 日から平 成18年11月 1 日までに生 まれた10歳以上17歳以 下の男女	御野場三丁目から八丁目
平成28年 10月 7 日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	11月全国個人視聴率調査	平成21年12月31日までに 生まれた 7 歳以上の男女	山王中島町

平成28年 10月 7 日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第3回くらしと生活設計 に関する調査	平成8年11月1日までに 生まれた20歳以上の男女	八橋三和町および八橋新川向
平成28年 10月12日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	外交に関する世論調査	平成10年9月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	御野場三丁目
平成28年 10月12日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	メディア利用動向調査	平成12年10月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人の男女	御所野下堤一丁目
平成28年 11月 8 日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	平成28年度土地問題に関 する国民の意識調査	平成8年10月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人男女	川尻上野町
平成28年 11月 9 日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	子どものいる世帯の生活 状況および保護者の就業 に関する調査(第4回子 育て世帯全国調査)	末子が18歳未満の子ども を育てている世帯(父ま たは母いずれか)	仁井田、仁井田潟中町、仁井 田小中島、仁井田新田一丁目 から三丁目、仁井田本町一丁 目から六丁目、仁井田落見町、 仁井田栄町、仁井田目長田一 丁目から三丁目、仁井田福島 一丁目、仁井田福島二丁目、 仁井田二ツ屋一丁目、仁井田 二ツ屋二丁目および仁井田緑 町
平成28年 11月11日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	単身世帯の世帯主	手形および手形住吉町
平成28年 11月11日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成12年4月1日までに 生まれた16歳以上の男女	泉中央六丁目、泉南二丁目、 御野場五丁目および手形田中
平成28年 11月22日 30日	(一社)輿論科学協会 理事長 大宮 泰三	通信利用動向調査	20歳以上の世帯主の男女	秋田市全域
平成28年 11月25日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	安全安心な社会とレジャー に関する調査	昭和12年1月1日から平 成10年12月31日までに生 まれた18歳以上79歳以下 の男女	牛島東七丁目
平成28年 11月29日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	テレビ視聴に関する調査	平成12年12月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人男女	手形字蛇野および手形山崎町
平成28年 11月29日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	公共交通に関する世論調 査	平成10年11月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	将軍野東四丁目
平成28年 12月13日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケ ー ト調査(第69回)	平成9年1月31日までに 生まれた20歳以上の男女	四ツ小屋、四ツ小屋小阿地お よび四ツ小屋末戸松本
平成28年 12月14日	(株)インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	家庭部門のCO2排出実 態統計調査	昭和3年4月2日から平 成9年4月1日生まれの方 で1世帯より1人	将軍野東一丁目

平成28年 12月21日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	第11回生活と意識について の国際比較調査	昭和2年1月1日から平成 8年12月31日までに生 まれた20歳以上89歳以下 の日本人男女	手形字大沢および手形字大松 沢
平成28年 12月21日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	特殊詐欺に関する世論調 査	平成10年12月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	榎山南中町
平成28年 12月21日	(株)中央調査社 会長 大室 真生	社会意識に関する世論調 査	平成10年12月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	広面字樋口
平成29年 1月18日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	平成28年度国語に関する 世論調査	平成13年1月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人男女	広面字蟹沢および広面字近藤 堰添
平成29年 1月19日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	日本人と憲法2017	平成10年12月31日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	仁井田新田一丁目
平成29年 1月20日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲	全国たばこ喫煙者率調査	昭和2年5月1日から平成 9年4月30日までに生 まれた男女	牛島南一丁目、川尻上野町、 新屋船場町および土崎港相染 町
平成29年 1月24日	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	テレビとスマートフォン などの利用についての調 査	昭和32年1月1日から平 成15年12月31日までに生 まれた13歳以上59歳以下 の男女	茨島五丁目、新屋船場町およ び新屋割山町
平成29年 2月7日	(一社)中央調査社 会長 大室 真生	平成28年度国語に関する 世論調査	平成13年1月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人男女	広面字蟹沢および広面字近藤 堰添
平成29年 2月10日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成13年4月1日以前に 生まれた16歳以上の男女	飯島、飯島川端三丁目、手形 および港北松野町
平成29年 2月24日	泉・緑の会 会長 瀬田川 栄一	泉・緑の会で子どもの誕 生記念として梅苗木を贈 るため	前年に生まれた子ども	泉学区

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の
写しの閲覧

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(別紙)

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

閲 覧 年月日	請求をした国又は地方 公共団体の機関の名称	請 求 事 由 の 概 要	閲 覧 に 係 る 住 民 の 範 囲	
平成28年 12月1日 2日 6日 7日	防衛省自衛隊 秋田地方協力本部 秋田募集案内所	自衛官募集事務上必要な ため	平成11年4月2日から平 成12年4月1日までに生 まれた男女	秋田市全域

平成29年 3 月 9 日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため	新屋元町11番から13番、14番1号から13号、14番38号から41号、15番1号から8号、15番39号、16番から22番、23番1号から24号、新屋表町2番68号から71号および3番25号から29号
------------------	----------	----------------------	--

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成29年 6 月30日

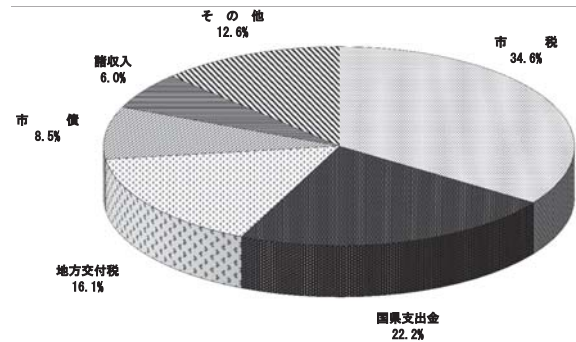
秋田市長 穂 積 志

I 平成29年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

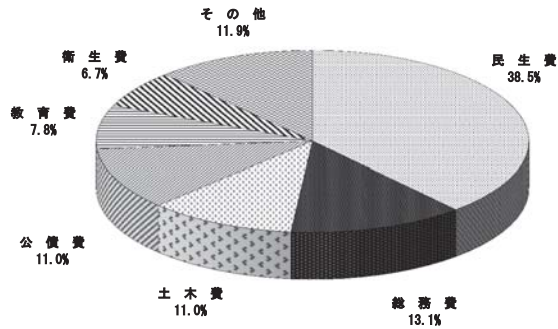
① 平成29年度当初予算（歳入）の状況



（単位：千円、％）

区 分	平成29年度		平成28年度		比較増減 (A)－(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
市 税	43,509,406	34.6	43,274,224	33.3	235,182	0.5
地 方 譲 与 税	933,455	0.7	886,304	0.7	47,151	5.3
利 子 割 交 付 金	43,927	0.0	33,421	0.0	10,506	31.4
配 当 割 交 付 金	128,776	0.1	146,265	0.1	△17,489	△12.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	92,646	0.1	92,646	0.1	0	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	6,052,288	4.8	6,287,200	4.8	△234,912	△3.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	62,063	0.0	66,429	0.1	△4,366	△6.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	157,163	0.1	112,777	0.1	44,386	39.4
国有提供施設等所在市助成交付金	5,128	0.0	5,659	0.0	△531	△9.4
地 方 特 例 交 付 金	209,144	0.2	187,729	0.1	21,415	11.4
地 方 交 付 税 〔うち普通交付税〕 〔特別交付税〕	20,303,000 〔18,803,000〕 〔1,500,000〕	16.1	21,199,000 〔20,199,000〕 〔1,000,000〕	16.3	△896,000	△4.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	83,000	0.1	90,000	0.1	△7,000	△7.8
分 担 金 及 び 負 担 金	1,325,098	1.0	1,338,434	1.0	△13,336	△1.0
使 用 料 及 び 手 数 料	2,397,626	1.9	2,387,434	1.8	10,192	0.4
国 庫 支 出 金	19,730,738	15.7	21,242,669	16.3	△1,511,931	△7.1
県 支 出 金	8,209,934	6.5	8,567,007	6.6	△357,073	△4.2
財 産 収 入	228,880	0.2	218,869	0.2	10,011	4.6
寄 附 金	250,228	0.2	200,128	0.2	50,100	25.0
繰 入 金	3,317,444	2.6	6,008,453	4.6	△2,691,009	△44.8
繰 越 金	700,000	0.6	700,000	0.5	0	0.0
諸 収 入	7,502,756	6.0	7,242,852	5.6	259,904	3.6
市 債	10,677,300	8.5	9,722,500	7.5	954,800	9.8
合 計	125,920,000	100.0	130,010,000	100.0	△4,090,000	△3.1

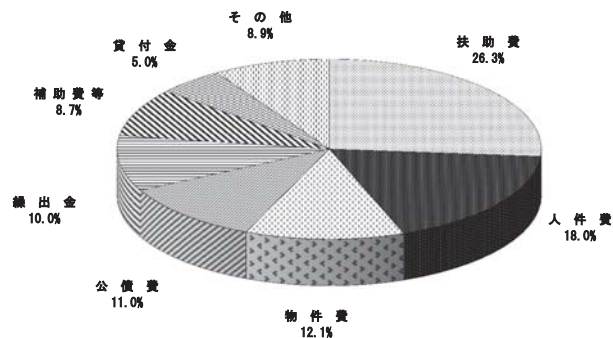
② 平成29年度当初予算（歳出）の状況（目的別）



(単位：千円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
議 会 費	725,744	0.6	722,104	0.5	3,640	0.5
総 務 費	16,517,708	13.1	16,354,172	12.6	163,536	1.0
民 生 費	48,468,163	38.5	49,378,675	38.0	△910,512	△1.8
衛 生 費	8,421,518	6.7	8,785,474	6.8	△363,956	△4.1
労 働 費	490,851	0.4	422,498	0.3	68,353	16.2
農 林 水 産 業 費	2,767,060	2.2	2,763,396	2.1	3,664	0.1
商 工 費	7,109,681	5.6	6,987,525	5.4	122,156	1.7
土 木 費	13,837,292	11.0	15,211,322	11.7	△1,374,030	△9.0
消 防 費	3,808,599	3.0	3,792,472	2.9	16,127	0.4
教 育 費	9,836,451	7.8	11,056,004	8.5	△1,219,553	△11.0
災 害 復 旧 費	5	0.0	276,004	0.2	△275,999	殆減
公 債 費	13,836,927	11.0	14,160,353	10.9	△323,426	△2.3
諸 支 出 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予 備 費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
合 計	125,920,000	100.0	130,010,000	100.0	△4,090,000	△3.1

③ 平成29年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区 分	平成29年度		平成28年度		比較増減 (A)-(B)	増減率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
人 件 費	22,634,094	18.0	22,031,319	16.9	602,775	2.7
物 件 費	15,287,426	12.1	16,139,946	12.4	△852,520	△5.3
維 持 補 修 費	1,938,702	1.5	1,934,809	1.5	3,893	0.2
扶 助 費	33,102,766	26.3	32,008,349	24.6	1,094,417	3.4
補 助 費 等	10,966,654	8.7	13,141,148	10.1	△2,174,494	△16.5
消 費 的 経 費 計	83,929,642	66.6	85,255,571	65.5	△1,325,929	△1.6
補 助 事 業	3,943,111	3.1	5,198,838	4.0	△1,255,727	△24.2
単 独 事 業	3,830,659	3.1	4,442,522	3.4	△611,863	△13.8

県 営 事 業 負 担 金	149,958	0.1	203,002	0.2	△53,044	△26.1
災 害 復 旧 事 業	5	0.0	276,004	0.2	△275,999	殆減
投 資 的 経 費 計	7,923,733	6.3	10,120,366	7.8	△2,196,633	△21.7
公 債 費	13,836,927	11.0	14,160,353	10.9	△323,426	△2.3
積 立 金	227,363	0.2	230,334	0.2	△2,971	△1.3
投 資 及 び 出 資 金	1,175,864	0.9	1,183,785	0.9	△7,921	△0.7
貸 付 金	6,277,324	5.0	5,944,252	4.6	333,072	5.6
繰 出 金	12,549,147	10.0	13,115,339	10.1	△566,192	△4.3
合 計	125,920,000	100.0	130,010,000	100.0	△4,090,000	△3.1

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

会 計	平成29年度 当初予算(A)	平成28年度 当初予算(B)	比 較 増 減 (A)－(B)	増 減 率
土 地 区 画 整 理 会 計	1,970,994	2,496,542	△525,548	△21.1
市 有 林 会 計	143,664	131,649	12,015	9.1
市 営 墓 地 会 計	52,210	164,131	△111,921	△68.2
中 央 卸 売 市 場 会 計	68,491	98,258	△29,767	△30.3
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	421,742	444,930	△23,188	△5.2
大 森 山 動 物 園 会 計	582,375	528,147	54,228	10.3
廃 棄 物 発 電 会 計	241,723	384,880	△143,157	△37.2
病 院 事 業 債 管 理 会 計	872,092	722,855	149,237	20.6
学 校 給 食 費 会 計	1,348,050	—	1,348,050	皆増
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	36,044,026	37,247,337	△1,203,311	△3.2
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	143,588	103,967	39,621	38.1
介 護 保 険 事 業 会 計	29,018,916	28,242,631	776,285	2.7
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,292,658	3,318,628	△25,970	△0.8
合 計	74,200,529	73,883,955	316,574	0.4

2 住民負担の状況

平成29年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	平成29年度(A)		平成28年度(B)		比較増減 (A)－(B)
	一人当たり 負 担 額	構 成 比	一人当たり 負 担 額	構 成 比	
市 民 税	62,844	45.3	62,406	45.4	438
個 人	48,935	35.3	47,340	34.5	1,595
法 人	13,909	10.0	15,066	10.9	△1,157
固 定 資 産 税	62,081	44.7	60,629	44.3	1,452
固 定 資 産 税	61,401	44.2	59,865	43.7	1,536
固 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	680	0.5	764	0.6	△84
軽 自 動 車 税	2,201	1.6	1,935	1.4	266
市 た ば こ 税	6,865	4.9	7,202	5.3	△337
鉦 産 税	15	0.0	29	0.0	△14
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0	0.0	0
入 湯 税	100	0.1	95	0.1	5
事 業 所 税	4,705	3.4	4,748	3.5	△43
合 計	138,811	100.0	137,044	100.0	1,767

3 公営事業の概況

平成29年度秋田市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 149,480戸

(2) 年間総配水量 35,665,338m³(3) 一日平均配水量 97,713m³

(4) 主要な建設改良事業

(イ) 配水管整備工事

配水管布設 2,970m

配水管布設替 18,890m

配水幹線整備 2,370m

(ロ) 施設改良工事

送水管等整備 1,200m 緊急貯水槽整備 1基	第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
(収益的収入及び支出)	(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。	(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
収 入 第1款 水道事業収益 7,678,104千円 第1項 営 業 収 益 7,013,182千円 第2項 営 業 外 収 益 664,920千円 第3項 特 別 利 益 2千円	第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
支 出 第1款 水道事業費用 6,752,134千円	(1) 職 員 給 与 費 1,022,105千円
第1項 営 業 費 用 6,182,156千円	(2) 交 際 費 50千円
第2項 営 業 外 費 用 565,078千円	(他会計からの補助金)
第3項 特 別 損 失 3,100千円	第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、31,168千円である。
第4項 予 備 費 1,800千円	(利益剰余金の処分)
(資本的収入及び支出)	第11条 当年度末処分利益剰余金のうち752,472千円は、次のとおり処分するものと定める。
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める	(1) 減 債 積 立 金 375,472千円
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,805,764千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額160,943千円、減債積立金531,831千円及び過年度分損益勘定留保資金2,112,990千円で補てんするものとする。)	(2) 建設改良積立金 377,000千円
収 入 第1款 資 本 的 収 入 1,731,261千円	(たな卸資産購入限度額)
第1項 企 業 債 1,137,700千円	第12条 たな卸資産の購入限度額は、170,000千円と定める。
第2項 出 資 金 144,245千円	平成29年度秋田市下水道事業会計予算
第3項 補 助 金 234,160千円	(総則)
第4項 固定資産売却代金 1千円	第1条 平成29年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
第5項 負担金及び寄附金 215,155千円	(業務の予定量)
支 出 第1款 資 本 的 支 出 4,537,025千円	第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。
第1項 建設改良費 3,094,019千円	(1) 排 水 戸 数 121,245戸
第2項 企業債償還金 1,443,006千円	(2) 年間総処理水量 38,372,992m³
(債務負担行為)	(3) 一日平均処理水量 105,131m³
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	(4) 主要な建設改良事業
事 項 期 間 限 度 額	(イ) 管渠建設
老朽給水管解消に係る資金 平成29年度から 50千円	管 渠 布 設 5,897m
融資あっせん利子補給 34年度まで	管 渠 改 築 等 9,449m
(企業債)	(ロ) ポンプ場建設
第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。	金足汚水中継ポンプ場等施設整備 一式
起債の目的 建設改良費	(ハ) 処理場建設
限 度 額 1,137,700千円	八橋下水道終末処理場施設整備 一式
起債の方法 証書借入	(ニ) 特定環境保全公共下水道
利 率 5.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	管 渠 布 設 6,920m
償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	(収益的収入及び支出)
(一時借入金)	第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。
第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。	収 入 第1款 下水道事業収益 10,920,925千円
(予定支出の各項の経費の金額の流用)	第1項 営 業 収 益 7,565,836千円
	第2項 営 業 外 収 益 3,355,087千円
	第3項 特 別 利 益 2千円
	支 出 第1款 下水道事業費用 10,023,170千円
	第1項 営 業 費 用 8,634,877千円
	第2項 営 業 外 費 用 1,384,242千円
	第3項 特 別 損 失 1,501千円
	第4項 予 備 費 2,550千円
	(資本的収入及び支出)
	第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,013,156千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額144,634千円、減債積立金898,439千円、過年度分損益勘定留保資金642,569千円及び当年度分損益勘定留保資金2,327,514千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	6,274,793千円
第1項	企 業 債	4,022,900千円
第2項	出 資 金	923,977千円
第3項	補 助 金	1,197,200千円
第4項	負 担 金	130,715千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出		
第1款	資 本 的 支 出	10,287,949千円
第1項	建 設 改 良 費	4,418,960千円
第2項	企 業 債 償 還 金	5,868,989千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的	1 建 設	新城川左岸	2,470,000	平 成	340,00
支 出	改良費	3-1号幹	千円	29年度	千円
		線築造工事		平 成	1,020,000
				30年度	千円
				平 成	1,110,000
				31年度	千円
1 資本的	1 建 設	金足汚水中	350,000	平 成	100,000
支 出	改良費	継ポンプ場	千円	29年度	千円
		築造工事		平 成	250,000
				30年度	千円
1 資本的	1 建 設	川口汚水中	515,000	平 成	80,000
支 出	改良費	継ポンプ場	千円	29年度	千円
		沈砂池設備		平 成	435,000
		更新・耐震		30年度	千円
		補強工事			

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水洗便所改造	平成29年度から35年度まで	658千円
資金利子補給		
水洗便所改造	平成29年度から35年度まで	1,540千円
資金損失補償		

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	4,022,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短

縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 635,229千円

(他会計からの補助金)

第11条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,367,179千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 当年度末処分利益剰余金のうち753,121千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 753,121千円

平成29年度秋田市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度秋田市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	(農業集落排水)	(個別排水処理)	(計)
(1) 排 水 戸 数	2,895戸	229戸	3,124戸
(2) 年間総処理水量	993,914 [㎡]	52,808 [㎡]	1,046,722 [㎡]
(3) 一日平均処理水量	2,723 [㎡]	145 [㎡]	2,868 [㎡]
(4) 主要な建設改良事業			

(イ) 農業集落排水建設改良

河辺飛沢・岩見三内中央処理区統合実施設計 一式

(ロ) 個別排水処理施設建設

特定地域生活排水処理施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	農業集落排水事業収益	752,439千円
第1項	営業収益	134,594千円
第2項	営業外収益	617,844千円
第3項	特別利益	1千円
第2款	個別排水処理事業収益	33,591千円
第1項	営業収益	8,752千円
第2項	営業外収益	24,837千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	農業集落排水事業費用	751,716千円
第1項	営業費用	674,679千円
第2項	営業外費用	76,487千円
第3項	特別損失	50千円
第4項	予備費	500千円
第2款	個別排水処理事業費用	34,177千円

第1項 営業費用	31,685千円
第2項 営業外費用	2,390千円
第3項 特別損失	2千円
第4項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額216,404千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額137千円及び過年度分損益勘定留保資金216,267千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 農業集落排水事業資本的収入	118,873千円
第1項 企業債	5,000千円
第2項 出資金	95,687千円
第3項 補助金	6,000千円
第4項 基金繰入金	12,186千円
第2款 個別排水処理事業資本的収入	25,808千円
第1項 企業債	9,900千円
第2項 出資金	11,945千円
第3項 補助金	2,976千円
第4項 負担金	987千円

支 出

第1款 農業集落排水事業資本的支出	329,271千円
第1項 建設改良費	33,118千円
第2項 企業債償還金	296,141千円
第3項 投資	12千円
第2款 個別排水処理事業資本的支出	31,814千円
第1項 建設改良費	24,828千円
第2項 企業債償還金	6,986千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
水洗便所改造		
資金利子補給	平成29年度から35年度まで	90千円
(農業集落排水)		

水洗便所改造		
資金損失補償	平成29年度から35年度まで	210千円
(農業集落排水)		
水洗便所改造		
資金利子補給	平成29年度から35年度まで	90千円
(個別排水処理)		
水洗便所改造		
資金損失補償	平成29年度から35年度まで	210千円
(個別排水処理)		
(企業債)		

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	14,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款農業集落排水事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 41,095千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、396,463千円である。

II 平成28年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(平成29年 3 月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)／(A)
市 税	43,279,251	22,740,933	18,437,607	41,178,540	95.1
地 方 譲 与 税	935,549	287,781	677,923	965,704	103.2
利 子 割 交 付 金	43,927	19,018	40,180	59,198	134.8
配 当 割 交 付 金	139,202	17,195	56,365	73,560	52.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	92,646	—	39,090	39,090	42.2
地 方 消 費 税 交 付 金	5,816,451	3,295,583	2,568,341	5,863,924	100.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	62,063	19,995	43,644	63,639	102.5
自 動 車 取 得 税 交 付 金	127,348	48,173	92,022	140,195	110.1

国有提供施設等所在市助成交付金	5,659	—	5,128	5,128	90.6
地 方 特 例 交 付 金	187,729	188,643	—	188,643	100.5
地 方 交 付 税	21,199,000	14,871,666	6,313,423	21,185,089	99.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	90,000	35,081	32,461	67,542	75.0
分 担 金 及 び 負 担 金	1,332,601	498,604	646,935	1,145,539	86.0
使 用 料 及 び 手 数 料	2,396,114	1,073,767	1,062,454	2,136,221	89.2
国 庫 支 出 金	24,360,916	7,286,480	13,950,884	21,237,364	87.2
県 支 出 金	9,720,399	1,773,718	3,751,045	5,524,763	56.8
財 産 収 入	750,731	194,905	541,495	736,400	98.1
寄 附 金	201,944	50,060	155,790	205,850	101.9
繰 入 金	7,963,000	1,000,000	6,441,286	7,441,286	93.4
繰 越 金	1,902,271	1,902,271	—	1,902,271	100.0
諸 収 入	7,425,020	354,699	6,265,063	6,619,762	89.2
市 債	14,407,300	—	5,411,300	5,411,300	37.6
合 計	142,439,121	55,658,572	66,532,436	122,191,008	85.8

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成29年 3 月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)／(A)
議 会 費	722,652	377,062	340,233	717,295	99.3
総 務 費	20,549,845	7,472,731	8,224,472	15,697,203	76.4
民 生 費	50,691,168	18,891,915	24,428,155	43,320,070	85.5
衛 生 費	8,715,938	3,516,085	4,025,561	7,541,646	86.5
労 働 費	421,298	325,186	87,040	412,226	97.8
農 林 水 産 業 費	3,768,104	1,317,841	722,557	2,040,398	54.1
商 工 費	6,880,140	5,462,867	864,232	6,327,099	92.0
土 木 費	19,486,390	6,399,378	8,416,831	14,816,209	76.0
消 防 費	3,950,325	1,548,567	2,017,814	3,566,381	90.3
教 育 費	12,909,350	4,430,782	5,114,194	9,544,976	73.9
災 害 復 旧 費	348,004	—	258,752	258,752	74.4
公 債 費	13,899,641	7,026,280	6,846,097	13,872,377	99.8
諸 支 出 金	1	—	—	—	0.0
予 備 費	96,265	—	—	—	0.0
合 計	142,439,121	56,768,694	61,345,938	118,114,632	82.9

※前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(平成29年 3 月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)／(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	3,437,723	112,048	2,068,031	2,180,079	63.4
市 有 林 会 計	134,879	18,126	1,992	20,118	14.9
市 営 墓 地 会 計	172,032	40,407	13,250	53,657	31.2
中 央 卸 売 市 場 会 計	98,258	12,624	27,274	39,898	40.6
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	444,930	118,650	183,456	302,106	67.9
大 森 山 動 物 園 会 計	528,147	79,654	225,806	305,460	57.8
廃 棄 物 発 電 会 計	383,718	185,630	122,787	308,417	80.4
病 院 事 業 債 管 理 会 計	722,855	304,731	406,033	710,764	98.3
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	36,331,026	14,030,762	18,920,868	32,951,630	90.7
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	103,967	157,939	22,821	180,760	173.9
介 護 保 険 事 業 会 計	29,293,111	12,700,080	12,408,629	25,108,709	85.7
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,268,060	1,138,392	2,123,460	3,261,852	99.8
合 計	74,918,706	28,899,043	36,524,407	65,423,450	87.3

※前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成29年 3 月31日現在) (単位：千円、％)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)／(A)
土 地 区 画 整 理 会 計	3,437,723	1,494,595	1,386,888	2,881,483	83.8
市 有 林 会 計	134,879	100,190	29,941	130,131	96.5
市 営 墓 地 会 計	172,032	12,403	104,006	116,409	67.7
中 央 卸 売 市 場 会 計	98,258	54,750	39,976	94,726	96.4
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	444,930	238,454	157,640	396,094	89.0
大 森 山 動 物 園 会 計	528,147	216,641	241,956	458,597	86.8
廃 棄 物 発 電 会 計	383,718	18,362	53,431	71,793	18.7
病 院 事 業 債 管 理 会 計	722,855	304,731	406,033	710,764	98.3
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	36,331,026	15,198,898	17,643,364	32,842,262	90.4
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	103,967	41,538	4,617	46,155	44.4
介 護 保 険 事 業 会 計	29,293,111	11,614,955	14,823,722	26,438,677	90.3
後 期 高 齢 者 医 療 事 業 会 計	3,268,060	1,057,314	2,110,354	3,167,668	96.9
合 計	74,918,706	30,352,831	37,001,928	67,354,759	89.9

※前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金の現在高 (一般会計、特別会計)

平成29年 3 月31日現在、一時借入金の現在高 なし

3 財産の状況

(平成29年 3 月31日現在)

土地及び建物 (単位：㎡) (単位：㎡)

区 分	土 地			建 物		
	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
行 政 財 産	10,833,558.30	18,463.94	10,852,022.24	1,082,967.36	10,641.89	1,093,609.25
普 通 財 産	32,108,664.30	164,116.26	32,272,780.56	10,327.94	6,098.77	16,426.71
合 計	42,942,222.60	182,580.20	43,124,802.80	1,093,295.30	16,740.66	1,110,035.96

山林 (単位：㎡) (単位：㎡)

土地の権利区分	面 積			立木の指定蓄積量		
	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
所 有	20,451,114.99	△10,277,413.81	10,173,701.18	593,293.00	22,745.00	616,038.00
分 収	7,001,850.00	—	7,001,850.00	32,191.00	658.00	32,849.00
合 計	27,452,964.99	△10,277,413.81	17,175,551.18	625,484.00	23,403.00	648,887.00

物権 (単位：㎡)

区 分	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
地 上 権	79,975.28	—	79,975.28

無体財産権 (単位：件)

区 分	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
著 作 権	—	—	—
そ の 他	15	—	15

有価証券 (単位：千円)

区 分	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
株 券	532,350	△82,000	450,350

出資による権利 (単位：千円)

区 分	27年度末現在高	28年度中増減高	28年度末現在高
出 資 証 券	8,178,497	767	8,179,264
出 捐 金 証 書	1,386,468	71,512	1,457,980

4 地方債現在高の状況

(平成29年 3 月31日現在) (単位：千円)

会 計	27年度末現在高	28 年 度 中 増 減 額		28年度末現在高
		市債借入額	元金償還額	
一 般 会 計	140,521,862	11,289,300	12,669,954	139,141,208
市 有 林 会 計	1,564,141	8,300	42,508	1,529,933
中 央 卸 売 市 場 会 計	73,627	—	32,189	41,438
公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計	793,826	—	103,940	689,886
大 森 山 動 物 園 会 計	264,618	—	46,080	218,538
廃 棄 物 発 電 会 計	8,327	—	8,327	0
病 院 事 業 債 管 理 会 計	3,516,195	101,500	589,075	3,028,620
介 護 保 険 事 業 会 計	200,000	—	100,000	100,000
合 計	146,942,596	11,399,100	13,592,073	144,749,623

5 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)／(A)
水 道 事 業 収 益	7,731,967	3,515,361	4,224,278	7,739,639	100.1
営 業 収 益	7,083,240	3,472,590	3,613,707	7,086,297	100.0
営 業 外 収 益	648,725	42,771	610,571	653,342	100.7
特 別 利 益	2	—	—	—	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)／(A)
水 道 事 業 費 用	6,531,271	1,248,564	5,000,012	6,248,576	95.7
営 業 費 用	5,893,929	1,034,261	4,584,261	5,618,522	95.3
営 業 外 費 用	634,442	214,175	415,738	629,913	99.3
特 別 損 失	1,100	128	13	141	12.8
予 備 費	1,800	—	—	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)／(A)
資 本 的 収 入	1,458,070	372,808	1,102,227	1,475,035	101.2
企 業 債	938,000	—	938,000	938,000	100.0
出 資 金	148,487	150,153	△1,825	148,328	99.9
補 助 金	113,683	113,683	—	113,683	100.0
固 定 資 産 売 却 代 金	275	—	275	275	100.0
負 担 金 及 び 寄 附 金	257,625	108,972	165,777	274,749	106.6

※前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)／(A)
資 本 的 支 出	4,007,638	993,461	2,775,103	3,768,564	94.0
建 設 改 良 費	2,561,878	282,678	2,040,263	2,322,941	90.7
企 業 債 償 還 金	1,431,958	710,783	721,173	1,431,956	100.0
国 庫 補 助 金 返 還 金	13,802	—	13,667	13,667	99.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市水道事業会計試算表（平成29年 3 月31日現在）

（単位：円）

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	（ 固 定 資 産 ）	
59,774,856,675	有 形 固 定 資 産	
2,388,506,562	無 形 固 定 資 産	
4,800,000	投 資 そ の 他 資 産	
	（ 流 動 資 産 ）	
10,353,394,530	現 金 ・ 預 金	
837,712,692	未 収 金	
68,038,567	貯 蔵 品	
	（ 固 定 負 債 ）	
	企 業 債	23,291,911,070
	長 期 リ ー ス 債	16,333
	引 当 金	2,220,204,012
	（ 流 動 負 債 ）	
	企 業 債	1,445,862,911
	短 期 リ ー ス 債	28,000
	未 払 金	1,252,393,325
	引 当 金	66,616,877
	預 り 金	204,265,829
	そ の 他 流 動 負 債	1,600,000
	（ 繰 延 収 益 ）	
	長 期 前 受 金	16,382,822,604
	長 期 前 受 金	
1,708,817,638	収 益 化 累 計 額	
	（ 資 本 金 ）	
	資 本 金	19,761,093,921
	（ 剰 余 金 ）	
	資 本 剰 余 金	7,666,788,421
	利 益 剰 余 金	1,503,946,818
	（ 水 道 事 業 収 益 ）	
	営 業 収 益	6,570,275,869
	営 業 外 収 益	651,319,248
	（ 水 道 事 業 費 用 ）	
5,460,633,317	営 業 費 用	
422,251,822	営 業 外 費 用	
133,435	特 別 損 失	
81,019,145,238	合 計	81,019,145,238

(2) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

（単位：千円、％）

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)／(A)
下 水 道 事 業 収 益	10,869,196	6,265,121	4,604,632	10,869,753	100.0
営 業 収 益	7,508,548	4,838,285	2,682,030	7,520,315	100.2
営 業 外 収 益	3,328,832	1,426,836	1,902,599	3,329,435	100.0
特 別 利 益	31,816	—	20,003	20,003	62.9

支 出

(単位：千円、％)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)／(A)
下 水 道 事 業 費 用	9,945,736	1,525,309	8,241,551	9,766,860	98.2
営 業 費 用	8,344,813	835,729	7,395,405	8,231,134	98.6
営 業 外 費 用	1,565,408	689,493	814,182	1,503,675	96.1
特 別 損 失	32,965	87	31,964	32,051	97.2
予 備 費	2,550	—	—	—	0.0

※前年度からの繰越分を含む。

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、％)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)／(A)
資 本 的 収 入	6,964,387	2,135,630	2,450,373	4,586,003	65.8
企 業 債	4,344,500	—	2,963,000	2,963,000	68.2
出 資 金	922,966	922,134	832	922,966	100.0
補 助 金	1,655,067	1,187,532	△536,532	651,000	39.3
負 担 金	41,838	25,964	23,057	49,021	117.2
固 定 資 産 売 却 代 金	16	—	16	16	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、％)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)／(A)
資 本 的 支 出	11,346,300	3,583,110	5,184,300	8,767,410	77.3
建 設 改 良 費	5,483,728	672,307	2,232,532	2,904,839	53.0
企 業 債 償 還 金	5,862,572	2,910,803	2,951,768	5,862,571	100.0

※前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表（平成29年 3 月31日現在）

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
158,480,493,376	(固 定 資 産)	
9,287,945,284	有 形 固 定 資 産	
	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
4,154,222,290	現 金 ・ 預 金	
629,142,044	未 収 金	
118,380,000	前 払 金	
100,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	67,091,279,437
	引 当 金	1,821,628,122
	(流 動 負 債)	
	企 業 債	5,890,784,826
	未 払 金	1,095,099,410
	引 当 金	43,822,189
	そ の 他 流 動 負 債	1,965,449
	(繰 延 収 益)	
	長 期 前 受 金	63,535,222,327
5,876,602,500	長 期 前 受 金	
	収 益 化 累 計 額	
	(資 本 金)	
	資 本 金	32,327,179,394

	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	4,620,735,594
	利 益 剰 余 金	1,109,257,492
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	7,119,088,107
	営 業 外 収 益	3,329,306,724
	特 別 利 益	19,101,352
	(下 水 道 事 業 費 用)	
8,038,660,869	営 業 費 用	
1,386,879,285	営 業 外 費 用	
32,044,775	特 別 損 失	
188,004,470,423	合 計	188,004,470,423

(3) 秋田市農業集落排水事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)／(A)
農 業 集 落 排 水 事 業 収 益	824,120	473,666	349,674	823,340	99.9
営 業 収 益	138,571	71,196	68,210	139,406	100.6
営 業 外 収 益	670,714	401,753	267,282	669,035	99.7
特 別 利 益	14,835	717	14,182	14,899	100.4
個 別 排 水 処 理 事 業 収 益	30,671	25,957	4,811	30,768	100.3
営 業 収 益	8,689	4,411	4,419	8,830	101.6
営 業 外 収 益	21,980	21,546	392	21,938	99.8
特 別 利 益	2	—	—	—	0.0

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)／(A)
農 業 集 落 排 水 事 業 費 用	823,719	109,955	680,094	790,049	95.9
営 業 費 用	723,814	71,087	620,502	691,589	95.5
営 業 外 費 用	82,696	38,861	42,922	81,783	98.9
特 別 損 失	16,709	7	16,670	16,677	99.8
予 備 費	500	—	—	—	0.0
個 別 排 水 処 理 事 業 費 用	31,024	4,763	24,395	29,158	94.0
営 業 費 用	28,535	3,559	23,213	26,772	93.8
営 業 外 費 用	2,387	1,204	1,182	2,386	100.0
特 別 損 失	2	—	—	—	0.0
予 備 費	100	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)／(A)
農 業 集 落 排 水 事 業 資 本 的 収 入	148,109	147,413	696	148,109	100.0
企 業 債	24,800	—	24,800	24,800	100.0
出 資 金	85,237	100,113	△14,876	85,237	100.0
補 助 金	24,800	47,300	△22,500	24,800	100.0
基 金 繰 入 金	13,272	—	13,272	13,272	100.0
個 別 排 水 処 理 事 業 資 本 的 収 入	15,807	11,551	1,558	13,109	82.9
企 業 債	4,700	—	2,200	2,200	46.8
出 資 金	10,733	11,375	△642	10,733	100.0
負 担 金	374	176	—	176	47.1

支 出

(単位：千円、％)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)／(A)
農業集落排水事業資本の支出	356,027	147,558	207,242	354,800	99.7
建設改良費	62,398	2,375	58,797	61,172	98.0
企業債償還金	293,609	145,183	148,425	293,608	100.0
投資	20	—	20	20	100.0
個別排水処理事業資本の支出	21,006	10,119	7,526	17,645	84.0
建設改良費	14,855	7,055	4,440	11,495	77.4
企業債償還金	6,151	3,064	3,086	6,150	100.0

② 秋田市農業集落排水事業会計試算表（平成29年 3 月31日現在）

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
11,929,253,599	(固 定 資 産)	
4,176,000	有形固定資産	
35,331,000	無形固定資産	
	投資その他の資産	
	(流 動 資 産)	
597,383,489	現金・預金	
27,594,016	未収金	
	(固 定 負 債)	
	企業債	3,732,670,982
	引当金	54,924,122
	(流 動 負 債)	
	企業債	303,386,534
	未払金	28,480,751
	引当金	2,760,480
	その他の流動負債	350,000
	(繰 延 収 益)	
	長期前受金	6,383,611,382
849,611,680	長期前受金額	
	収益化累計額	
	(資 本 金)	
	資本金	2,640,463,487
	(剰 余 金)	
	資本剰余金	222,644,354
	利益剰余金	41,680,653
	(農業集落排水事業収益)	
	営業収益	129,168,421
	営業外収益	669,031,609
	特別利益	14,892,573
	(農業集落排水事業費用)	
678,996,450	営業費用	
86,945,489	営業外費用	
16,675,643	特別損失	
	(個別排水処理事業収益)	
	営業収益	8,177,257
	営業外収益	21,938,163
	(個別排水処理事業費用)	
25,827,224	営業費用	
2,386,178	営業外費用	
14,254,180,768	合 計	14,254,180,768

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 浅野 雅晴
青森県弘前市大字末広二丁目 2 番地10
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパードラッグアサヒ秋田広面店
所在地 秋田県秋田市広面字近藤堰越44番地 1 外
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 浅野 雅晴
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34
変更後 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 浅野 雅晴
青森県弘前市大字末広二丁目 2 番地10
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
 - (4) 変更年月日
平成29年 5 月16日
 - (5) 変更理由
住所を変更したため
- 2 届出年月日
平成29年 6 月27日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
 - (2) 縦覧期間
平成29年 6 月30日から同年10月30日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、

これを述べるができる。

平成29年 6 月30日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 浅野 雅晴
青森県弘前市大字末広二丁目 2 番地10
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパードラッグアサヒ八橋店
所在地 秋田県秋田市寺内蛭根一丁目381番 1
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 浅野 雅晴
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34
変更後 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 浅野 雅晴
青森県弘前市大字末広二丁目 2 番地10
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
 - (4) 変更年月日
平成29年 5 月16日
 - (5) 変更理由
住所を変更したため
- 2 届出年月日
平成29年 6 月27日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
 - (2) 縦覧期間
平成29年 6 月30日から同年10月30日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由